

令和4年 第12回

武蔵野市教育委員会定例会

令和4年12月5日

於 412会議室

武蔵野市教育委員会

令和4年第12回武蔵野市教育委員会定例会

○令和4年12月5日（月曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	竹 内 道 則	教育長職務代理者	高 橋 和
委 員	渡 邊 一 衛	委 員	清 水 健 一
委 員	井 口 大 也		

○事務局出席者

教 育 部 長	樋 爪 泰 平	教育企画課長	牛 込 秀 明
教 育 企 画 課 学 校 施 設 課 担 当 課 長	西 館 知 宏	指 導 課 長	村 松 良 臣
統 括 指 導 主 事	高 丸 一 哉	教育支援課長	祐 成 将 晴
教 育 支 援 課 教 育 相 談 支 援 課 担 当 課 長	勝 又 玲 子	生 涯 学 習 ス ポー ツ 課 長 (兼武蔵野ふ る さ と 歴 史 館 担 当 課 長)	長 坂 征
生 涯 学 習 ス ポー ツ 課 ス ポー ツ 推 進 担 当 課 長	茂 木 孝 雄	図 書 館 長	目 澤 弘 康
子 ど も 子 育 て 支 援 課 長	吉 村 祥 子		

○日 程

1. 開会の辞
2. 事務局報告
3. 議 案 なし
4. 協議事項

武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例の改正について

5. 報告事項

- (1) 教育部業務状況報告（9～11月）について
- (2) 令和4年度第4回市議会提出議案 一般会計補正予算について
- (3) 武蔵野市学齢児童・生徒に係る就学事務要綱の一部改正について
- (4) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画 中間報告について
- (5) 第16回むさしの教育フォーラムの開催報告について
- (6) 武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案（意見募集）について

6. その他

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから令和4年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、高橋委員、渡邊委員、私、竹内、以上の3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

◎事務局報告

○竹内教育長 これより議事に入ります。

事務局報告です。

教育部長お願いします。

○樋爪教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等について、ご報告をさせていただきます。

まず、議会に関することです。

文教委員会が11月15日に開催され、子ども子育て支援課から武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案（意見募集）の行政報告がございました。

主な質疑をご紹介しますと、まず、今回の市の条例素案と国の「こども基本法」、東京都の「こども基本条例」とはどのような関係にあるのかというお尋ねには、国の基本法も東京都の条例も「子ども権利条約」に基づいてつくられており、市の条例も条約に基づいて制定するものであり、内容的にもそごはないものと認識していることをお答えしています。

次に、子どもからの相談を受ける体制はどのようになっているのかというお尋ねには、子ども権利擁護委員を委嘱すること。その窓口として相談調査専門員を配置すること。また、委員や専門員が学校に訪問して、子どもたちに相談窓口があることなど、普及啓

発することも想定しているということをお答えしております。

次に、いじめの重大事態が発生した場合は、どのように対応するのかとお尋ねには、教育委員会が必要な調査を行い、それが不十分であった場合には、市長が第三者的な立場のいじめ問題調査委員会を設置して調査することを条例素案に盛り込んだことをお答えしております。

次に、子どもの休む権利については、どのように認識しているのかというお尋ねには、子どもが精神的、肉体的に疲れて休みたいときには、安心できる場所で過ごせる権利があること。また、そのことを子ども、保護者、市民が共通理解することが大切であるということをお答えしております。

次に、教員に対する啓発はどのように行っているのかというお尋ねには、校長会で研修を行っていること、教育委員会が設置する人権教育推進委員会で各校代表の教員に研修を行っていること。さらに学校に対して、様々な学習活動の場面で、子どもの権利について、教員から子どもたちに投げかけ、子どもたちが自発的にパブリックコメントに参加したいという働きかけをするように促しているということをお答えをしております。

次に、私立の小中学校でのいじめには、どう対応するのかというお尋ねには、相談窓口の相談調査専門員が相談を受けて、子ども権利擁護委員会が調査を行ったり、また、教育委員会が設置する「武蔵野市いじめ防止関係者連絡会」の中で考えていくことも大事であるということをお答えをしております。

次に、教育委員会に関することでございます。11月17日に中学生と教育長のスクールミーティングとして、教育長が第二中学校を訪問して生徒6人と意見交換をいたしました。これは、教育長が中学生と直接対話することにより、今後の施策の参考とするとともに、生徒は教育委員会について学ぶ機会とすることを目的に開催をしています。今回は、クラスの雰囲気、部活動、子どもの権利などをテーマに意見交換を行いました。自分たちに関わるルール決め方のこと、多様な意見を言い合えることなど、生徒たちは日頃感じていることを素直に語り合いました。

11月3日には、総合体育館において、サイエンスフェスタ2022を開催いたしました。

二回制で実施し、162組、351名の方にご来場をいただきました。出展は19ブースで、今回は外のブースも行うことができ、参加者の楽しそうに学ぶ姿が見られました。

次に、市内の学校の状況についてのご報告でございます。2学期も残り1か月を切り、各学校では今までの学習の成果や、3学期に向けた課題について、個人面談や保護者会

などを通じて保護者に伝えるなど、学校と家庭が連携した取組を進めています。中学校におきましては、3年生の進路決定に向けて保護者、生徒との三者面談も行われています。

新型コロナウイルス感染症の状況につきまして、11月に市立の小中学校で判明した陽性反応者は376人でした。内訳は小学校が296人、中学校が80人、学級閉鎖は4学級でした。10月と比較すると大きく増加しているような状況でございます。

11月25日には、市内の小学校5年生、または6年生が参加する連合音楽会を開催しました。今回は、コロナ感染症対策として、会場内や舞台上の密を避けるために参加児童のみの鑑賞とし、また、大規模校は幾つかのグループに分かれて舞台上に立つ形で行いました。各校の先生方の協力により、子どもたちは練習の成果を発揮し、立派な発表を行うことができ、市内小学校同士の音楽を通じた交流を深めることもできました。各学校におきましては、コロナ感染症対策を講じつつ、学芸会や音楽会、展覧会などにも取り組みました。子どもたちは、このような機会を通して力を合わせてつくり上げることの達成感を感じることができたと思います。

第一小学校の吹奏楽団は、11月19日に大阪城ホールで開催された第41回全日本小学生バンドフェスティバルに東京都代表として参加し、見事金賞を受賞いたしました。心合わせたハーモニーを奏でることを目指して日々の練習に取り組んだ成果が現れました。

11月27日には、中学校英語スピーキングテストが都内各所で行われました。このテストの目的は2つあり、一つは、都内公立中学校第3学年の生徒を対象に、英語を話す力を評価し、英語教育の充実や改善に役立てること。もう一つは、都立高校入学者選抜において、このテストでの結果を活用し、義務教育の学習の成果を的確に測定することです。各学校では、ふだんの授業から、ペアワークやグループ活動、スピーチやプレゼンテーションなどに組み込み、話す力に加えて、読む、聞く、書く力を総合的に高めてきました。今回のテストでは、その成果が発揮されたことと思います。結果については、生徒は1月12日からインターネット上で確認することとなっております。

以上で、事務局報告を終わります。

○竹内教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 サイエンスフェスタのご報告がございましたけれども、人数制限をされていて、会場は閑散でもないのですが、割とゆったりした感じだったんです。希望者が大分おら

れたということがあったんですけども、断った方がどのくらいおられたか分かりますか。それから、今回はサイエンスクラブの子どもたちが随分お手伝いいただいて、大変良かったと感じました。今後、土曜学校等々も含めて、進め方を検討していただけると良いと感じました。よろしく申し上げます。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 今回ご応募いただいた方は、正確な数字ではないんですが、定員の4倍程度あったかと記憶しております。今後についても、土曜学校の在り方を含めて検討してまいりたいと考えております。

○竹内教育長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

◎協議事項

○竹内教育長 それでは、本日は議案がございませんので、協議事項に入ります。

協議事項（1）武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例の改正についてです。

説明申し上げます。

生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 それでは、武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例の改正についてご説明いたします。

まず、前提といたしまして、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び民間事業者での個人情報の取扱いにつきましては、各機関を対象にして制定された法や条例等により、それぞれ保護などを行ってまいりました。しかし、令和3年に、個人情報の保護に関する法律が改正され、前述の法・条例等は改正された保護法に一本化されることになりました。

これを受けまして、本市の対応でございますが、法律の改正に併せて現行の「武蔵野市個人情報保護条例」を廃止いたしまして、改正保護法の施行に関して必要な事項として、改正保護法で条例に委任された事項及び条例で定めることが許容される事項を規定する「武蔵野市個人情報の保護に関する条例」（案）の新規制定を行うとともに、関連する条例を整備いたします。

変更点と今後の予定でございますが、「武蔵野市個人情報の保護に関する条例」（案）では、附則の改正で「武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例」等の字句の訂

正を行います。今回の個人情報保護法の改正に伴い、市保護条例が廃止されるため、個人情報につきましては、「死者の個人情報を含めない」という運用に統一されます。

「武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例」第4条第3項には、「個人情報」という用語がございます。これを改正保護法の解釈に合わせた場合、個人を識別できる死者の情報が「漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない」範囲から外れてしまうため、「個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの」と規定し直し、現行と同じ運用とするものでございます。

「武蔵野市個人情報の保護に関する条例」（案）は、令和4年第4回武蔵野市議会定例会に上程され、12月12日の総務委員会において審議される予定でございます。

字句の改正につきましては、下の表のとおりとなっております。

改正前が「個人情報（武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月武蔵野市条例第6号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）が記載されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。」というものでございますが、右の表のとおり「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものが記載されている場合には、当該個人に関する情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。」という字句に改正いたします。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

従来の歴史公文書の取扱いを維持する、そのための条例改正ですので、そのようにご理解いただけたと思います。

それでは、この協議事項につきましては、原案のとおり了承されたものといたします。

◎報告事項

○竹内教育長 次に、報告事項に入ります。

報告事項（1）教育部主要事業業務状況報告（9月～11月）についてです。

説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 では、報告事項（1）教育部主要事業業務状況報告についてご説明をします。

資料の内容につきましては、事前にご覧いただいているかと思っておりますので、前回同様、

事務局からの説明は全般的なものにとどめます。

年度当初に定めた主要事業につきまして四半期ごとに進捗管理をしております。今回の資料は事業ごとに9月から11月までの状況説明と成果と課題について記載をしております。全体を通じて状況説明、成果と課題についてご質問、ご意見をいただければと思います。説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 文言等についても含めて伺いたいことがあります。

まず、4ページ目で事業3の成果と課題の③いじめの未然防止に関する事で、ポスターを作成して、各教室等に貼っていただくよう、お願いしたわけですが、その後の様子について、学校公開等に伺うと、きちんとやっていらっしゃるのかなということを感じる部分があったので、指導課のほうから分かる範囲でお願いします。

5ページ目の④の文章なんですけれども、「研究協力校では、自尊感情はより高い目標をもつと、低くなる傾向にあるのではないか」という部分の意味がよく分からなかったんです。多分、「自尊感情は、より高い目標を設定すると、結果が低くなる傾向にある」というような意味だと思うんです。なので、分かりやすい文言にさせていただけると良いと感じました。

7ページの事業5の状況説明の①で、日頃から「学校図書館サポーター」はかなり気にはしているところなのですが、連絡会議があったということで、このときの出席状況と、それから、その方々の反応を、もし分かれば、お知らせいただくとありがたいと感じました。

12ページの事業10で、状況説明の①ですね。PC導入に向け業者と打合せをしたということが書かれているんですけども、もし分かればということでもよろしいんですけども、どのように変更していく方向が出たのか、もし分かればお願いしたいと思います。

13ページの事業10の状況説明の②のホームページの動画再生回数が非常に多く、これは効果があったんだと感じました。結果的には、潜在的なニーズが随分あるなということを感じまして、それに対して窓口に来られる相談者数がどのように変化したのか、その辺りが分かると思います。また、そのような潜在的なニーズにこたえるために、我々も対応していかなければならないわけですが、これからもやっていく必要があると感じました。

サイエンスフェスタについては、先ほどちょっと申し上げたので省略して、16ページの事業13の状況説明の③、「競技試合会場等で事業を実施した」の次に「指定管理者にて事業を実施した」とあります。この二つの文章の関係というのは、別のものなのか、同じことで重なっているのかという辺りが、もう少し明確に分かると良いと思います。

17ページの事業15の、これは意見ではなくて、感想なんですけれども、成果と課題の②ですね。歴史館大学の受講生が協力してくださり、非常に良い結果が出たと感じました。また、今後とも、こういう活動を続けていっていただけると良い。市のことも、よく知っていただけるようになるし、非常に良い活動だったと思います。

それから、事業16の成果と課題の②の様々な企画展で、随分、来場者が多くて、これも大分、市民の方々の認識も高まっているということを感じまして、大変ですけれども、こういう企画をどんどんやっていっていただけると良いと思いました。

以上です。

○竹内教育長 はい、指導課長。

○村松指導課長 指導課の関係につきましてご回答いたします。

事業3のポスターの作成の状況ですけれども、基本的に各教室、掲示いただいでいて、また、特別教室等についてもということで増刷して各校に配付しております。それぞれ学級で立てたいじめ防止に関する自分たちのスローガン等を入れたものが掲示されているところで、私たちも指導課訪問等で何う際には確認をしているところでございます。

あと、自尊感情の部分については、ご指摘のと通りの認識で、こちらも捉えておりますので、文言のほうは修正させていただきます。

あと、学校図書館サポーターの第2回の研修会でございますけれども、1校1名のサポーターさんが欠席されたというところでございます。ただ、この会は、各学校の先生方も参加されているところでございますので、各校の先生方とサポーターで情報共有を行っていただき、また、その学校の中での授業での活用の連携ということが図られていくものと認識しております。

指導課からは以上です。

○竹内教育長 相談支援担当課長。

○勝又相談支援担当課長 事業10番の潜在的ニーズに対応することというご指摘の部分で、窓口の相談者数ですが、10月末で就学相談は118件入っております。令和3年度の就学

相談が117件でしたので、既に昨年度より多くなっております。10月には、就学時健診を実施しておりますので、そこから上がってくる相談も、これから入ってきますので、潜在的ニーズにしっかり対応していかなければならないと考えています。

○竹内教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 事業の13番でございますけれども、プロ競技団体との連携は指定管理者もしているところでございます。ちょっと言葉足らずというか、表記の部分で、工夫した形で書き替えたいと考えます。ありがとうございます。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 歴史館の部分について、ご評価いただきましてありがとうございます。来年度以降も同じ本数頑張りたいところなのですが、職員が変わる予定がありまして、なかなかすぐというのが難しいので、本数は減ってしまうかもしれませんが、内容を充実させて市民の皆様に還元したいと考えております。

○竹内教育長 ほかは、いかがでしょうか。

清水委員、どうぞ。清水委員……すみません、ちょっと渡邊委員の質問が。指導課長。

○村松指導課長 申し訳ございませんでした。ご回答が漏れておりました。

新規PCの導入に向けということで、業者との打合せについては、様々、いつ、どの端末を入れるのかとか、周辺機器を入れるのかとか、その辺の細かな打合せでございます。また、学校でどのような作業が必要なのかというところ、そこについて打合せをして、先日も校長会で今後の導入の予定に関して、システムが止まる日というのもありますので、それは基本的に土日であったりとか、金曜日、先生方が帰った後に行うわけですが、そういうことも周知するような打合せを行っております。

○竹内教育長 では、清水委員、どうぞ。

○清水委員 渡邊委員のお話の中でいじめ防止のポスターのことがあったんですけども、ちょっと確認だけさせていただきたいんですが、いじめ防止のポスターって、学校公開とか、学校訪問で行くと、ほぼ貼っているかな、貼っていないクラスもあつたりするんですけども。現場にいた人間なので申し上げるんですけども、貼ることが目的ではないということなんですね。貼って結構安心しちゃうんですけども、実は貼ったところから始まるんですよ。

「1年間を通して学級で目標を決めて、こういう行動をみんなですていこうね」とい

うことを、あのポスターに書かれていることを、学級会とかで定期的に確認をしながら振り返る材料にしていく、そういう活用していくということが一番大事なんだということを、ぜひ確認していただきたいと思います。指導課も、あれをつくるのを本当に苦労されていると思うんですよ。あれを学校に配るところで、ちょっと安心しますよね、一時ね。でも、安心しないで、その後、学校にいろいろアプローチをしていただくということを、ぜひ、お願いしたいと思っております。

6つあるんですけども、すみません、3つずつ分けさせてください。

まず、1つ目なんですけど、事業4の「武蔵野市民科」ですね。今年の5月でしたかね。

主権者教育の請願があったのを記憶されていると思うんですけども、請願の内容については、定例会の場でしっかりと話をしまして、あの内容は不採択ということで終わったわけですけども、請願の趣旨というものを考えたときに、やはり主権者教育というのは、これからも大事にしていかななくてはいけませんねという、そういう確認をしたと思うんです。

この武蔵野市民科の実施内容の中に、やはり主権者教育、これは市民科だけでやるものではないんですが、含めていく必要というのは、私はあると思っているんです。9月から11月までの成果と課題でなくて良いので、次回報告時でも良いと思うんですけど、ぜひ、武蔵野市として主権者教育というものを、積極的に子どもたちに進めていくという内容を盛り込んでほしいと思っています。今回は無理でも、次回ということで、お願いしたいなと思っています。これが1つ目です。

それから2つ目ですけども、事業5ですね。小学校の外国語の授業改善というのが、毎年毎年、取組が進んでいっていると思います。やはり、学校公開の授業を見ていると、英語の授業というのは変わってきている。一番感じているのは、子どもがやっぱり変わってきている。これは、やっぱり取組が変わってきたから、子どもが変わってきたんだろうと思っているわけですけども。

現在、こういう改善の取組の中で、具体的にこんな成果が上がっていますよということ、それから、今、取り組んではいるんですけども、課題としてこんなことがあるので、これからぜひ取り組んでいきたいと思っているようなこと、この辺りについて、お話をいただけるとありがたいと思っています。これが2つ目です。

それから3つ目なんですけども、事業7で、教育アドバイザーの活動が書かれています。学校訪問の105回という回数が書かれているわけですけども、これは全体で

おそらく105回だと思うので、校種別ですね、小学校何回で、中学校が何回なのかということをお伺いしたいのと、これは、成果は上がっているというお話も以前から伺っているわけですが、どんな部分の先生たちの成長が感じられているか。あと、今、学校訪問などで、課題となっていることはどんなことなのかなという辺りを教えていただけると、大変ありがたいと思っています。取りあえず、3つお願いします。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 3点いただきました。まず、いじめのポスターに関してでございますけれども、同じように捉えておりますし、先月もふれあい月間でございました。

年に3回ふれあい月間で、また、いじめに関しては年間3回授業を行いましょうということをお呼びかけています。そのときに、授業の最終面というか、どうしていくという際にポスターを振り返る。ポスターを振り返るということで、その授業の価値をしっかりとつけていくということが大事だと思っておりますので、今後も指導してまいります。

市民科における主権者教育についてということでは、現在、手引きの改定を行っていて、実践報告をあげてもらい、それを改定に載せるというところでございますので、そこをしっかりと精査して12月から2月の報告のときには、何らかの形でお示ししたいと考えております。

続きまして、英語の授業ですが、ご評価いただきましてありがとうございます。

良くなっていることと言えば、大野田小学校、第一小学校の外国語科の研究に基づいて、また、アドバイザーが丁寧に授業を見てアドバイスをしていますので、その成果というところが上がってきている。それが授業の形になっていることと、また、アドバイザーからも、前回、訪問したときに課題として指摘したこと、指導したことが次の時間に改善されて子どもたちの授業に生かされているということが、よく報告で聞かれます。子どもたちの英語活動が活発になったりですとか、先生が日本語ではなくて、なるべくクラスルームイングリッシュを使いながら、しっかり見せるというところが出てきているのかなというふうに思っております。

また、課題となっているところでございますけれども、現在、教科担任制等も浸透しつつあります。先生方の持ち時数の軽減を図るためにも、専門的な免許を持っていた方とかを採用した市の講師であるとかとの時間講師が英語を持っているという部分があります。毎日いらっしゃるわけではないので、アドバイザーの時間が合うときには、必ず見てもらってアドバイスさせていますけれども、その時間が限られたりとかしています。

ので、今年度も1回、夏の研修は市講師などの講師の先生も入っていただいたんですが、来年は年間3回、そのチャンスを用いて、1回以上参加できるようにしたいと思っております。また、これは本市の課題というか、市講師などの時間講師が英語の授業を持っているので、先生方があまり持たなくなってきたのはいいので、次の地区に行ったときにどうなるかというところは、今後の課題として現れるかなと思っております。

3つ目でございますけれども、若手教員や臨時的任用教員の教育アドバイザーに関する学校訪問でございますが、すみませんが、トータルで確認してしまったので、小中区分ができておりませんが、大体2対1か、3対1の割合、小学校が2か3で、中学校は1という割合になっております。

どんな部分で成長したかというのは、これも先ほどの英語のアドバイザーのことと同じで、やはり前回指導したこと、指摘したことに関してが、次回改善されているということは、アドバイザーの先生から、これはやはりアドバイザーの先生方も、指導したことが生きた、活用されたという、ご自身方の成果にもなっているというので、その報告はよく伺うところでございます。

学校訪問の課題というところでございますけれども、それぞれニーズに応じてというか、臨時的任用職員であるとか、また、若手教員の研修、これは3年次までというところですが、4年次以降も必要であったりする場合は、そのオーダーに応じて対応できるようにしておりますので、そここのところをもっと活用いただけるように働きかけをしていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○竹内教育長 よろしいですか。

○清水委員 ありがとうございます。今、お話を伺って取り組んでいらっしゃる内容について、よく分かりました。ちょっとお願いなんですけど、これは英語のアドバイザーも、教育のアドバイザーもそうなんですけれども、学校に行って授業を見るだけでなく、特に校長先生とか、副校長先生とよく話をして、学校で課題と思っているところに切り込んでいくということとか、かつて指導した中でこういうところが良くなっている、こここのところがまだ残念であるというような確認をするとか、そういった意味においても、ぜひ、管理職との話し合いを大事にさせていただいて、相互でアドバイザーの成果を確認できるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4つ目から、また続けさせていただきますが、事業の11になります。常駐型の家庭と

子どもの支援員というのが、今、3校で十分成果を上げているということが、よく分かりました。伝わってきました。この支援員の取組というのが、いろいろと校長先生とか該当の学級の先生とかと話をする中で、非常にありがたい。学校の教員が、今まで、教員としての本務以外のところで取組まなくちゃいけなかったことを支援員の方がやってくれているので、本当に助かるという話を聞くんです。

これは、間違いなく、教員の働き方改革の一助になっていくと思うんです。今、3校なんですけれども、予算を伴うことなので、お願いなんだけれども、今後、少しずつでも全校に広げていってほしい。これが武蔵野の特色ある、いわゆる働き方改革に絶対つながると思います。ですから、そんなことを、ちょっとお願いしたいなと思います。これはお願いです。

それから、次なんですけど、事業16です。文化財の指定ということで、11月の定例会の後、赤星邸の見学をさせていただきました。とても貴重な機会をいただいて赤星邸のほぼ全容を知ることができたということで感謝申し上げます。今後、利活用に関する有識者会議というところで検討していくということのようなんですけれども、これは要望なんですけど、この歴史的価値を広く伝えるためにも、現状をあまりいじっていくのではなくて、これはこの時代こうでしたよというような説明を、あちこちに置きながら展示公開する道を検討してほしいなと願っております。私は、都内散歩というのを時々やるんですけれども、23区の中にそういう歴史的な建物が結構あって、渋谷区であったり文京区であったりそういうところが管理して公開しているんですけれども、ぜひそういう形で赤星邸も公開できたら、武蔵野市の一つの財産というか、そういうアピールにつながっていくと思いますので、ご検討ください。

そして、最後になりますけれども、これもどちらかという意見なんですけど、事業18の子どもたちの読書活動の推進ということですね。今まで中学校、そして小学校、とりわけ小学校というのは長い歴史を持っているわけなんですけれども、読書活動について毎年毎年進めてこられているということに本当に感謝申し上げたいと思っています。ここで、保育園、幼稚園、こども園、ここについても大いに大事にしていこうというそのスタンスは大歓迎なんです。これが、幼稚園、保育園、こども園というところでやっていくと同時に小学校でもやっているの、この継続性というのか、そういったものも考慮に入れながら、例えば幼稚園、保育園、こども園で、小学校では、こういうふうにやっています、こういうふうにつながってきますよ、こういうふう読書を大事にしてい

ってくださいねというような、そのつながりみたいなものも意識してやっていっていただきたいということのお願いです。

以上です。

○竹内教育長 相談支援担当課長。

○勝又相談支援担当課長 常駐型の家庭と子どもの支援員について、ご意見ありがとうございます。人数を今回記載させていただきましたけれども、それぞれの児童・生徒は、この仕組みがなければ不登校になっていたのでは、と思います。活動内容を、意見交換会で聞きましたが、教室には入れなくても、養護教諭や、担任の先生がよく顔を出してくださいということで、学校との接点を持ち続けられるということは非常に意味があると思っております。今回、教員の働き方改革の部分でというご意見でしたけれども、不登校児童・生徒の別室支援という、学校内での支援は重要ですので、拡充の方向で検討してまいりたいと思っております。

○清水委員 ぜひお願いします。

○竹内教育長 教育部長。

○樋爪教育部長 赤星邸の件、ご評価いただきましてありがとうございます。まさに、歴史的な価値をどう残しながら、市としては、寄贈物件として頂いて利活用していくところ、そこちょっとせめぎ合う部分がありますので、文化財保護委員の先生と、あと私が委員として入っておりますので、私はどちらかということ、あまり現状を著しく変えないでという立場で話をしています。

片や、あそこの敷地は今度、都市公園になります。公園という形で整備することで、土地を市が買い戻す際に国からの補助金が出るという、そういう現実的な話もございます。公園の中でどこまでのことができるかという制約もございます。外の塀も含めて歴史的な価値があるものですが、公園を全部塀で囲ってしまって良いのかとか、いろんな課題もありますので、その両面からしっかり検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○竹内教育長 図書館長。

○目澤図書館長 連携会議には、保育園、幼稚園、子育て支援施設の方とともに、指導主事の先生にも参加いただいています。例えば、学校図書館サポーターでの活動を今拡充しています、であったり、学校での子どもたちの様子など、結構、学習用コンピューターの使い方なんかに対して、保育園、幼稚園の先生方が「へえー」と言ったりしていて、

そのようなお互いの情報共有と、あと連続性をきちんと図っていきたいと思っています。

ありがとうございます。

○竹内教育長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

井口委員どうぞ。

○井口委員 私は今回、各課の事業状況9月から11月ということで資料を見させてもらっていますけれども、この秋になりまして3年ぶりに再開される事業やイベント、催しが再開してきたなと思っているところです。昨日、PTAフェスティバルというものも3年ぶりに再開されまして、このコロナの前までは、市内全校がコーラスとして歌っていたものが、それが参加スタイルも工夫されまして、歌う学校、展示する学校、運営する学校など、持続可能な方法で再開できたなということで、とても安心したところでございます。この事業の中で、少し私からもお話をお伺いしたいなと思うところについて伝えていきます。

まず、最初、事業3ですけれども、「人権教育や多様性を認め合う教育」という部分です。最初にTAになり得る人材が見つかったとしても、その予算とか、費用的な面が足りないのではなかろうかという声も耳に入っているところです。合理的配慮という面からも、今の予算的なものとか人材とかという部分についてはどれぐらいのものなんだろうかという点について、お答えいただけたらなと思ったところです。

次が、事業名6です。学習者用コンピューターにつきましては、実は教育委員としても、3年ぶりに再開されたというか、私は初めて行ったんですけれども、市町村教育委員会研究協議会というものが、群馬県前橋で行われまして、私もそこに参加させていただきました。そこで出てきた部分を少し、ここで話ししたいなと思うんですけれども、この学習者用コンピューターという部分については、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するという部分と、教育におけるICTの活用が進んだという、この2つがまさにセットになって進んでいったという背景もあるんじゃないかなというお話があったところ。また、この基調講演の中では、昔、1815年というお話から始まったんですけれども、その頃の学校の授業というものは、石盤で行われていた。それが紙に変わっていった、そして現在、ICTのファイル、そしてICTのクラウドという移り変わりというのがあったそうで、そのときの当時のお話なんですけれども、石盤はチョークの粉まみれになってしまうけれども、紙に頼り過ぎるあまり、紙を使い過ぎたらどうなるかというのが、当時とても不安に思われていたそうなんです。石盤の授業が紙に変わることで、

とても貴重な紙がなくなっちゃったら教育ってどうなるんだろうかというようなお話を聞いている中で、まさに今、紙からICTに進んでいく中での不安が、昔の当時のお話からも、慎重派の要素に合致しているのではなかろうかというところも思われました。

また、その基調講演の中でお話しされた部分からは、前橋の学校に視察に来た中国人の教育の方からは、日本の理科の実験は、何で班ごとに1つのセットで実験を行っているのかと。一人1つずつ実験をしなければ意味がないんじゃないのかという話が中国の方からお話があって、私も、確かにそう言われてみると、班ごとにやっていたもの、それが一人1台となる。これが今回の学習者用コンピューターでは、とても活用されて、良い実績ともなり得ているのかなと思ったところです。

もう一点ですけれども、先生が黒板に板書するのを待つ時間は、ICTで代用できれば、新たな時間が生まれる。また、先生が手を挙げた子どもを指して、一人の子どもが答えることができる時間は、ICTを使えば全員が答えを入力できる。また、人前での発言が苦手な子にも入力するということで、新たな機会が生まれるというような中から、今までの先生は、リードする役から伴走する役割になったのではないだろうかというようなお話があって、とても貴重なお話がありましたので、この学習者用コンピューターという事業名の中で、一言、報告を含めてお話をさせていただきました。

この学習者用コンピューターですけれども、今、実際の児童・生徒が使っている中で、細かい部分なんですけれども、例えば委員会活動やグループ活動など、友達同士がやり取りできるような機能、グループチャットのような機能は使うことができているのか。または、子どもたちが自分たちで直接、ほかのお友達との学習者用コンピューターでのやり取りができるような設定になっているのか、その辺を知りたいなと思って、ここでお話をさせていただきました。

次は、不登校児童・生徒への支援の充実、事業名11になりますけれども、青少協主催の吉祥寺パトロールというものが12月3日の日没後に行われまして、武蔵野警察の方のお話と、「保護者の皆様へ」という警察からのお手紙が配布されておりました。「メン地下」という言葉と「推し活」ということを知っていますかと。今、中学生の間では、この「メン地下」とか「推し活」という言葉が流行になっているようで、このこと自体は悪いわけではないんですけれども、「推し活」というのは自分にとって一推しのタレントを応援する活動という意味で、それがはやっているそうなんです。

吉祥寺にも実は、この秋から4店舗お店ができています。吉祥寺のお店に

いる、その好きな男性アイドルと、写真を1枚1,000円で撮る。

お話を1分するのを1,000円ですよみたいな形なので、子どもたちは憧れのタレントだからもっとお話をしたい、とおうちのお金を持って行ってしまっているという現状も、武蔵野市内じゃないんですけれども、発展しかねないという怖さ。また、それによって援助交際に発展してしまったり、学校を退学してしまう子も国内では見受けられ始めているというようなお話がありました。今の状況というのは、私も初めて知ったんですけれども、子どもたちのはやりとか、動きというものに注意して、目を凝らしていかなければいけないなというところがありました。

そういう面からも、ぜひ、この不登校児童・生徒への支援の充実というのを進める中にこういったエッセンスもあるよというところで、お話をさせていただいたところです。

次は、事業名16です。先ほど、清水委員からもお話がありましたけれども、ちょうど秋には、文化財を実際に、この目で見ておきたいということで、先ほどの赤星鉄馬邸もそうですけれども、もう一か所、旧関前名主役宅に訪問をさせていただくことができませんでした。そこで感じたのは、つくづく維持管理が大変なんだなというものが現地に行ってみて体感したところです。今、文化財を持っている方々の力と気持ちがなければ維持することが本当に大変だという中で、今後、市としても教育委員会としても、整備という部分に力を入れて続けていってほしいと感じたところでございます。

以上になります。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 ありがとうございます。指導課から2点、ご質問をいただきました。まず、TAの予算が足りないのではないかとということと、人材の状況というところでございます。

TA、ティーチング・アシスタントの予算でございますが、これは学校裁量予算でございますので、次の年度にどれだけ必要かというところについて、学校に配分された額の中で、予算を確保していただくものでございますので、基本的に予算が足りなくなるということはないと思っております。ただ、もっとほしいというのは、学校側の常からの思いというのはあるかもしれませんが、基本的には、その予算を割り振った中で、学校の中で計画どおりに執行していくことが大事だと思っております。

ただ、人材に関しましては、学校ごとそれぞれ大学生であるとか、いろいろ協力できる方を見つけてお願いするところがございます。昔に比べて大学生も、しっかり授業に

出なくてはいけないとか、そういうところがあるので、勤務する時間というか、そこが限られてきているというところという部分で、なかなか確保が難しいところはあるかなと思っております。そういう部分では、指導課といたしましても、各大学にお願いをしたりというか、また、いろいろな場面でチラシの配布であるとかということや、大学に向けての発信ということは行っているところでございます。

続いて、学習者用コンピューターに関しまして、ありがとうございます。貴重なご意見をいただいておりますけれども、委員、お話のとおり、やはり授業についてはリードから伴走する、その変化というのは、これは別にICTに限らず、主体的・対話的で深い学びを実現していく、また、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するためにも、やはり伴走していくというのが、これからの教師の在り方というところにはなるというふうに考えております。

ちょっとずれますが、理科についてですけれども、やはり、基本的に一人1実験でやるということは理科の考え方にもあると思います。ただ、安全面というところからグループで協力してということで行う部分というのもあると思います。今般、このコロナ禍の中で、顔を寄せ合っただけということはやめましょうということでガイドラインにも示していますけれども、その前、本当に休業明けの頃というか、最初の頃は、なるべく一人1実験でできるものは、1実験でしていきましょうということはお話はしています。ただ、実験道具というところの確保というところでは、課題となる部分はあると認識しております。

で、ご質問の委員会やグループ活動について、グループチャットが使えるのかというところでございますが、子どもたちだけで行うということはないようお願いしております、できたとしても。ある程度、教員も見られる環境であるということ、そこが離れないようにするということが大事だと思っております。

ただ、委員会活動とか、係活動とか、部活動も含めてですけれども、先生のクラスルーム内で、子どもたちが自由にやり取りをする、それはクラス全員が見ることができる。また、先生も見ることができるということで、何か課題があったときに、お互いで問題が共有できるような体制を整えるような形で、特別活動等にも積極的に活用していただくよう啓発を図っているところでございます。

以上です。

○竹内教育長 相談支援担当課長。

○勝又相談支援担当課長 不登校の支援の拡充のところで、武蔵野警察の情報ありがとうございます。児童・生徒の置かれている環境とか、現状をきちんと把握して、それに応じた支援をということで、支援者のほうにもということだと思いますので、気をつけて情報収集も踏まえて対応していきたいと思います。冬休みを迎える前に、保護者会をクレスコーレもチャレンジルームも予定をしていますが、チャレンジルームでは、児童・生徒と保護者を対象に、SNSの利用ルールの講演をすることも計画しております。いただいたご意見は、反映していきたいと思います。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 文化財のところでございますが、現在でも、少額ですが維持補修にかかる費用というのは、補助しているところです。文化財につきましては、市内にたくさんありますので、市がこれ以上、直接的に事業費を膨らませて補助していくというのがなかなか難しいところでもありますので、例えばですが、所有者の方がクラウドファンディングなどを用いて、保存していくといったことをご検討いただくということも必要ではないかと考えているところでございます。

○竹内教育長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 それぞれ、ありがとうございます。

まず、指導課長からお話がありましたが、先生方が見えるような設定であれば少人数のグループでも、また1対1でも、先生が承認すれば、やり取りはできるのでしょうか。自由に新規の分もつくれるのか、それとも、先生が主導でやっていくものなのか、その辺を知りたいなと思ったところです。

次は文化財のお話ですけれども、クラウドファンディングって、まさに新しい取組として、そういうようなものも活用して整理維持できていったらとても良いなと思います。ぜひ、その各所有者主導のクラウドファンディングもそうなんですけれども、クラウドファンディングをすることが難しい世代の所有者の方たちについても、このような形がありますよということで周知されて、文化財が維持、そして次世代に続いていけるような、そういう後押しもしていただけたらありがたいと感じました。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 指導課長のお話にちょっと付け足しをしたいんだけど、理科の実験で、一人一人個人が行う実験というのもあるんですよ。例えば中和の実験なんかだと、酸性とアルカリ性を混ぜるんだけど、ぴしっと中和するってなかなか難しく、子ども一人

一人がいろんな工夫をしながらやるんですね。先生の判断で、これは個人実験でやりましょうということもあります。結構、日本の理科教育においては、一人一人が実験をしたり、観察をしたりするということはあるんですけども、ただ、割と学校公開とか、そういったときには、グループごとの実験というのが多くなるんですね。

今、主体的対話的で深い学びというのを実現していくために、4人ぐらいの小グループで、いろいろな意見を出し合いながら実験をする。そして、それをまとめていくというのは、今、日本の教育が目指している一つの方向性だというふうに、私も捉えているので、日本の理科教育というのは、なかなか捨てたものではないということ、ちょっとお話ししておきたいと思うんです。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 設定でございますけれども、子どもたちが1対1でやり取りするということはできないようになっています。基本的には、先生がクラスルームの中で、たとえば新聞係とかで設定すれば、その係内で話をすることはできます。そこで話し合ったことをクラスのほうに、逆に広めるというようなやり取りをするを大事にしていくようお願いをしているところでございます。

○竹内教育長 ほか、よろしいでしょうか。高橋委員、どうぞ。

○高橋教育長職務代理者 私からも何点かお話しさせていただきたいと思います。

まずは、5ページ、事業4のところですけども、こちらの設定目標の③に、「推進委員会において、武蔵野市民科教員向け手引きの改訂を行う」とあるんですが、これはいつ頃という期限が書いていないので、大体という目安があれば、教えていただきたいなと思いました。

続きまして、9ページ、事業7のところ。「主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上」とございますが、ここの中に出てくる、この「個別最適な学び」という言葉を挙げたいのですが、個別最適な学びというのは、環境と、あと学力という両方の面があるのかなというふうに思っています。その中で、武蔵野市は子どもたちがみんなでICTを使っても全く問題ないという環境であって、つまり環境としてはそろっていると感じております。学力の面というところについては、このICTの良いところというのは、それぞれの個人が何が分かってないとか、何が分かっている、だから、もうちょっと上のレベルのことを学べるとか、ということが個別最適というところにつながるのかなというふうに思っていて、多分、その風潮というのは、これからどん

どん進んでいくんではないかと考えているんです。

今回、この中では教員研修の話なので、ちょっと話がそれるかもしれませんが、このICTを使つての、子どもたちがどのように、それぞれが学んでいくかという学び方ということに関しても力を入れていくべきところと思っているという、これは意見であります。

続きまして、12ページ、事業9のところ、働き方のところですね。先ほど井口委員が出席したという前橋の研修の件ですけれども、私も参加させていただきまして感じたのは、コンピューターが入ってきたという中で、その中でも2つ種類があるんだよという話が出てきていたんですね。それは何かというと、今後は、クラウド型というのが主流になってくるだろうということ。例えばPDFというものがあって、でも、それは、それぞれ送られてきたら、それは最新のものではない。だけど、クラウドに上げておけば、常に最新のものを、そこにアプローチさえすれば取りに行けるという考え。なので、今後、いろいろなものというのは、クラウドに上げるというのが主流になってくるのではないかという話だったんです。ここのところにも関連するかと私は思うんですけれども、今、小中学校から、学校だよりなども我々のところに、わざわざ郵送でお送りいただいていたりするんですけれども、私は少しでも、手間として省けるというか、簡略化できるものというのは、どんどん移行していくべきではないかと考えています。

例えば、一つのクラウドに、ここは学校だよりがある場所というのがあれば、我々がそこに見に行く。学校もそこにさえ上げればそれでおしまいというような形というので、それもまた、働き方の中の、少しの時間かもしれませんが、先生方の手間の省略にはつながるのではないかというふうに思っています。

あとは、14ページのところですね。事業11のところですが、11月16日に、私、個人でクレスコーレに見学させていただきに伺いました。そのときは子どもたちが4名ぐらいいて一緒にゲームをしたり、将棋を指したりという形で楽しい時間を過ごさせていただいたんですけれども、非常に印象的だったのは、クレスコーレは中学生のための場かと思うんですけれども、その中に高校生がいたんですね。その子はもともと中学校のときにクレスコーレにいた子で、午前中は時間があって来た。それで午後からは高校に通うんですっていうふうにおっしゃっていて、その子にとっては心地よい、安心していることのできる空間なんだなっていうのを感じました。

やっぱり、それがクレスコーレの意義であつたり、その中で社会とつながるといふ小

さな一歩なのかなと。そこがあるとないでは大きな違いがある。なので、その子どもたちがそういうところから、少しでも前に、社会とつながりがあるというところというのは、とても大切なことだなというふうに思いました。安心感と、さらにそこから、もう一歩、勇気を振り絞って、次のステップに行けるというのを、これからも武蔵野市としても大切にしていけたら良いかなと思いましたが、報告をさせていただきたいと思いました。

以上になります。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 それでは、まず、ご意見としていただきましたけれども、個別最適な学びというところでのICTを使っての学び方というところについて。今回、学習者用コンピュータに、e-ライブラリという学習ドリル的なクラウドサービスを入れております。そこでは、自分が取り組んだ内容なり、どれだけできたかということが分かり、またさらに上学年についてもチャレンジするだとか、できてなければ下学年について復習できるとか、自分で判断しながらやることもできます。先生方も、その結果を見て、君はこういう力が足りてないよということで、じゃあ、前の学年のこういう問題について復習に取り組んでいこう、というようなことを含めた個別最適な情報提供ができるかなというふうに思っております。まだまだ、ここについては研究する必要があると認識しております。

続いて、働き方改革のところで、今回のMSISの公開については、クラウド型になりますので、先生方はクラウドに上げる形で、それを共有して業務を行っていくという形になります。教育委員の皆様がそのクラウドにアクセスするということについては、様々な情報がそのクラウドに入っていきますので、ある程度、教員たちの狭いネットワークの中で考えております。それをどういうふうに簡略化できるかというところは、今、ぱっと答えが出ないので、研究をさせていただきたいと考えております。

市民科の手引きの改訂ですけれども、今年度中に改訂を行いますので、また、できましたらこの情報提供をさせていただきます。

○竹内教育長 相談支援担当課長。

○勝又相談支援担当課長 クレスコーレの話が出ましたけれども、クレスコーレだけではなく、チャレンジルームも、卒業生が日にちを決めて誘い合って訪ねてくるということがございます。そういうときに、前年までは一緒に、同じ空間にいた先輩が、高校生に

なっている姿を見たり、どんな活動をしているのかを見たりだとか、高校見学なども、先輩がいるところに見学に行きたいというような話になっていて、少し上の世代との交流というのは非常に重要だと考えております。

安心感が大事だというのは、おっしゃられるとおりでと思います。社会とつながる、そのためにはいろいろな機関と連携していかなければ、その体制はつくれないと思いますので、引き続き、高校生年代との事業とのつながりもしっかり構築していきたいと思っております。

○竹内教育長 よろしいですか。私からも一点、質問、意見というか、教育委員の皆さんにご紹介したいので、ちょっと発言したいんですが、事業番号1番で、学校施設の維持管理については、学校の改築が迫ってきている中で、点検管理が大変重要になってきています。この成果と課題の③番目のところです。武蔵野市って、多分10年近くやっているんですけども、職員の良い職務行動を積極的に上司が見つけて、それを褒めましょうとか、評価しましょうという「よい仕事表彰」という制度があって、その教育部長表彰を、この間しましたよということの報告を、先日受けました。ここでは用務員全体のスキル向上とか研修を取り組んでいますという報告ですけども、さらに、学校施設の管理員に対する研修を、ごく短いものですけども、それを録画してYouTubeにアップして、用務員とか、あるいは学校事務・副校長などが手の空いた時間に見られるような、そういう試みを表彰をしましたという報告を受けました。概略で結構なので、課長から報告をお願いできますか。

教育企画課長。

○牛込教育企画課長 用務員の研修用動画につきましては、教育企画課で、主に新任の用務員を対象にしたマンツーマン研修というのを、昨年度、今年度とやってまいりました。その中で行った例えばトイレの補修だとか、ドアの修理ですとか、あるいはプールのろ過機の操作方法など、なかなか文章、紙の資料では伝わりにくい内容だったものですから、教育企画課の職員が、その研修の様子を動画で撮影して、全部で15本、それぞれ3分から5分ぐらいの内容なんですけれども、動画で撮影し、YouTubeにアップして、これから新しい用務員に対しても、いつでもどこでも見られるようにしたというものでございます。技術の伝承ということが、これで図られるのではないかと考えております。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 You Tube だから、誰でも見られるわけですがけれども、キーワードか何か教えていただけるとうれしいんですけども。

○牛込教育企画課長 後日、URLをご案内いたします。

○竹内教育長 ほか、よろしいでしょうか。それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に報告事項2、令和4年第4回市議会提出議案、一般会計補正予算についてです。

説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 報告事項2、令和4年第4回市議会提出議案についてです。この内容は、市議会に提出している補正予算の内容でございます、大きく2点あります。1点目は、歳出予算補正ということで、昨今の燃料費の高騰の影響を受けて、小中学校をはじめ、各施設の光熱水費、電気代、ガス代の増額の補正をするものでございます。教育部関連の支出の増額は全体で合計約1億4,900万円ほどの増額となっております。

市の施設全体では、当初予算の約50%、1.5倍の増加になっております。また、この燃料費の高騰は、今後もまた見通しが立たない状況でございますので、補正をするともに、各施設には節電を呼びかけているところでございます。

もう一点が、債務負担行為補正でございます。債務負担行為というのは、翌年度以降の支出を伴う契約を、今年度中に締結するために設定するものでございます。今回のものは、主に令和5年、6年度に予定している大規模工事について、通常は年度が明けてから入札をして契約を締結するんですけども、かなり大規模な工事だったので、令和4年度中に契約を締結して、早めに準備を進めていくために、この債務負担行為を設定するものでございます。

1番から4番につきましては、各学校の保全に関する工事となっております。5番、6番については改築工事のものです。詳細については学校施設担当課長から説明をいたします。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 それでは、私からは第一中学、及び第五中学校の工事費変動予測、それから、発注スケジュール、発注方式についてご説明をさせていただきます。

資料は、カラー刷りのものをご覧ください。

まず、初めに1の工事費変動予測をご覧ください。このグラフは昨今の社会情勢による工事費の変動を予測したグラフになります。縦軸が指数になりまして、2011年の平均

を100としております。横軸は年次になります。このグラフは一般財団法人建設物価調査会のデータを基に作成しております。工事費の変動につきまして2021年5月、ちょうどグラフの赤いところになりますけれども、基本設計開始時の指数、121.067を基準とし、その後の変化を変化率①として算出しております。これからは変化率①というところの数字を見ていただければと思います。

2021年10月、基本設計概算工事費算定時はプラス3.194%、その後、2022年2月、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、その約半年後、2022年9月にはプラス12.524%、ここまでの最新のデータによる実績値でございます。

ここからは予測になります。2022年12月、今月ですけれども、起工時点ではプラス15.678%、そして、来年3月の入札を予定しております時期には、プラス18.828%の予測となります。今後、どのように社会情勢が変化するか分かりませんが、今後も物価上昇が収まる可能性が低いと考え、第一中学校、第五中学校の工事費につきましては、2021年5月の基本設計開始時点よりも、18.8%増で債務負担行為を設定し進めていきたいと考えております。

続きまして、2の発注スケジュールについての予定でございます。今月12月の議会で補正議案を上程いたします。そして、議決後12月下旬になりますが起工をいたします。そして、令和5年3月頃に入札を予定しております。そして仮契約。

そして、令和5年6月の議会に工事議案を上程し、翌7月に本契約を予定しております。工事期間につきましては、令和5年の7月初旬から令和7年1月末を予定しております。

最後に3の発注方式です。発注方式につきましては、地方自治法の規定によりまず総合評価一般競争入札を予定しております。

ご説明は以上になります。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項3、武蔵野市学齢児童・生徒に係る就学事務要綱の一部改正についてです。説明をお願いします。

○祐成教育支援課長 それでは、武蔵野市学齢児童・生徒に係る就学事務要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。

この要綱の改正ですけれども、主に様式の変更になります。この様式の変更をする経緯ですが、実は、武蔵野市に今通っている、DV避難者のような方の就学先を、他市において言ってしまうという案件がありました。我々もこういうことは決して起こしてはいけませんので、その就学事務に関して点検等を行って、その点検の一環として、この就学許可申請書に、送付先という欄を追加して、そういう方が送付先をしっかりと設定することによって、間違えて送付をしないというようなことを強化するために、こちらの要綱を変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に報告事項4、武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画中間報告についてです。説明、お願いします。

学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 それでは、武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画の中間報告をさせていただきます。今年度より、改築事業に着手しております。現在、改築懇談会において、基本計画の内容について、懇談会委員と議論を重ねているところでございます。具体的には、改築懇談会で、コンセプト、それから建物の配置、基本方針等について意見交換を行いながら、この基本計画の策定を進めているところでございます。

小学校の基本計画の全体の構成につきましては、第一中学校、第五中学校と同様でございます。第一中学校と第五中学校の基本計画と基本設計の際に、こちらの教育委員会でもご説明をさせていただきましたが、武蔵野市の学校改築におけるコンセプト等の大きな方向性については同様でございます。具体的には、学習や教育の変化に対応し、主体的、対話的で深い学びができる施設であったり、校舎全体を緩やかにつなぐ学びの空間構成ですとか、ラーニングcommonsを学校の中心に配置するなどの考え方につきましては、小学校でも踏襲してまいります。

小学校の特徴といたしまして、小学校は中学校よりも教室での生活が中心になりますので、教室空間とその周辺を充実させる必要があると考え、教室とつながる形で可変性を持たせたオープンスペースをしつらえていきたいと考えております。この部分が中学

校と違う部分になってまいります。

それでは、資料をご覧くださいと思います。まず2番の基本計画の内容でございます。(1)教育空間の考え方ですが、「第三期武蔵野市学校教育計画」、「武蔵野市学校施設整備基本計画」、文部科学省による「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の方針やこれからの学びの在り方を踏まえて、主として整備を進めるべき教育空間の考え方を整理しております。

①普通教室・教室回りでございます。新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の推進から、従来の「教えるための教室環境」から、「学ぶための教室環境」への転換が求められており、また、学び方が多様化しております。

小学生は普通教室を中心に学びが展開されるため普通教室周りに拡張性、可変性を持たせた可変空間であるオープンスペースを設け、多様な学習に対応できる柔軟な空間といたします。可動間仕切りや可動家具等を活用して空間を分割、拡張することで、個別最適な学びと協働的学びに柔軟に対応できる空間といたします。

2ページをご覧ください。音環境や、温熱環境も考慮をしております。図のところをご説明させていただきますが、教室とオープンスペースの関係について図面でご説明させていただきます。まず上図が、オープンスペースの整備イメージです。教室とオープンスペースは可動建具で仕切ります。また、オープンスペースについても縦側になりますが、こちらについても可動建具で仕切りをしております。そして通路側には、可動のロッカー、家具をしつらえることを考えております。

左下の図が、教室空間を拡張した利用例でございますが、教室とオープンスペースの可動間仕切りを開けることで、オープンスペースと教室を一体で利用できるということを考えております。右側の図は、オープンスペースを拡張した利用例ということで、隣のクラスですとか、複数クラスを、この縦側の可動間仕切りを開けることによって、複数クラスで一体利用ができるような形を考えております。

続きまして、②番、特別教室、特別教室周りでございます。ラーニングコモンズ等との連携を考慮し計画をしております。現状では、授業時間外は施錠され、使用する学年も限定されている特別教室ですが、全ての児童に、教科ごとの特徴ある活動が見え、気配を感じることができるスペースとして、特別教室前に「特教コモンズ」というものを整備いたします。「特教コモンズ」は児童の興味、関心を喚起し新しい学びとの出会いを促します。また、開放的なしつらえとし、児童の目につきやすく気軽に立ち寄れる

場としていきます。

3 ページをご覧ください。次に③のラーニングコモンズでございます。学校図書館は本来の読書・学習・情報センターとしての機能を核としながら、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての活用が期待されています。ここに個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現する機能や空間を付加し、ラーニングコモンズとして整備をしております。ラーニングコモンズは、どの教室からも利用しやすい学校の中心に開放的に計画をいたします。ラーニングコモンズは日常的に滞在したくなる、くつろいで自発的に読書を楽しめるような魅力的な空間であり、また、低学年の読み聞かせコーナーなど、発達段階に応じて居場所を選ぶことができる空間として整備をしていきたいと考えております。ラーニングコモンズにつきましては、普通教室等から移動しやすい動線に設ける特別教室との連携を考慮するということでしつらえてまいります。

続きまして④、校舎全体を緩やかにつなぐ学びの空間整理でございます。学校空間を構成する主な要素である普通教室、特別教室、ラーニングコモンズ、これらを適切に組み合わせ、重ねながら緩やかにつなげることで、校舎全体を学びの場として整備していきます。また、全体をつなげるだけでなく、多様な学びに対応して、空間を拡張、分割できる柔軟性、可変性を持たせたり、個人で集中できる小空間を設けたりすることで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の実現を目指してまいります。

4 ページをご覧ください。ラーニングコモンズを中心に、平面的、立面的に学校をつなぐことで、校舎全体を学びの空間として活用いたします。

次に（２）、基本方針（案）でございます。こちらは（案）ということで書かせていただいております。現在、懇談会で議論中でございますが、それぞれ、第五小学校、井之頭小学校、3点ほど挙げさせていただいております。まだ、最終ではございません。基本方針につきましては、改築校の特徴ですとか、伝統文化を生かしながら改築事業を行うための理念となる方針になります。

学校ごとに掲げている教育目標、学校の特色、児童、保護者、教職員アンケート結果、懇談会での意見を踏まえて、市の教育理念と照らし合わせて、それぞれ3点ずつ決めていくことを予定しております。

続きまして、5 ページ、（３）の整備方針（案）についてでございます。整備方針につきましては、次年度以降に進める設計に反映させるため、全体計画を基本とし、学校関係者や懇談会の意見を基に全体計画の具体化や改築校がこれまで行ってきた教育活動

や活動を支える施設などの独自性を踏まえ、整備方針として整備をしております。整備方針につきましては、これから、懇談会で意見交換を行う予定でございますので、今回は、この項目出しのみとさせていただいております。また、改めてご報告をさせていただくときには、これにそれぞれ説明がついてまいります。

そして、最後に（４）改築事業の概要ということで配置計画の考え方でございます。

校舎の位置をそれぞれ、この後、図面をご覧くださいながらご説明をさせていただきますので、A3の資料をご覧ください。第五小学校と井之頭小学校、それぞれ、表裏に記載をさせていただいております。まず、第五小学校の配置比較表からご覧ください。左下が第五小学校の現在の建物配置、それから、校庭が約2,700平米ということで現状を示しております。そのほかに4案をお示ししております。まず左上に、配置計画案の検討条件を示しております、これは井之頭小学校も共通でございます。

まず、1点目、法的な条件でございます。日影規制や高さ制限等、敷地に係る法的条件により配置案を検討しております。どの配置案においても、既存校舎と同様、4階建てになりますが、セットバック等で法的条件をクリアしてまいります。

2、仮設校舎の有無です。敷地内に仮設校舎は建設せず、工事中は第五中学校の敷地内に建設した仮設校舎を利用いたします。

3、校庭の環境です。配置案により校庭の広さや校庭への日影の影響が変わってまいります。

4、周辺環境への影響ですが、周辺環境にはできる限る配慮するよう検討しておりますが、建物の配置が既存から変わるにより周辺への影響（日影や砂ぼこり、騒音、圧迫感）などが新たに発生する可能性がございます。

5点目、教室配置です。校舎の配置や採光条件等により教室の配置を決めてまいります。教室の配置により隣地側が窓になることがございます。

それでは、4案についてご説明させていただきます。

①-1案については、教室直線型西側校舎配置案ということで、ほぼL型なので、既存と建物配置は、あまり変わらない、既存校舎に近い配置です。校舎は体育館と一体化し西側と北側にまとめます。既存プールが平置きになっている部分でございますが、1階に地域子ども館、屋上にプールを設置することが可能な状態になっています。校庭は南東側になり、既存と同じ配置となります。校庭面積は既存とほぼ同等となります。学びの環境は、ラーニングコモンズ、学校図書館を校舎の中心に置き、教室と連続した直

線型で既存の教室配置に近い形となっております。

続きまして、①-2案をご覧ください。こちらについては、①-1案から体育館の位置を北側に変更しております。既存校舎に近い配置で、校舎は体育館と一体化し、西側と北側にまとめます。プールについては、基本的に①-1と同じでございます。この①-2については、ほぼ①-1に書かせていただいているような内容でございます。この①-2については、ほぼ①-1に書かせていただいているような内容でございます。この①-2については、ほぼ①-1に書かせていただいているような内容でございます。この①-2については、ほぼ①-1に書かせていただいているような内容でございます。

続きまして、②の教室囲み型北側校舎配置案でございます。こちらは、校舎は体育館と一体化し北側にまとめて配置しております。校庭は、東西方向に開かれた配置となります。既存校舎よりも西側が開け、校舎の奥行きが増える配置となります。既存プール部分に、1階に地域子ども館、屋上にプールを設置することが可能な状態になっております。校庭は南向きになり日当たりも良く、整形部分は現況よりも広がってまいります。学びの環境は、ラーニングコモンズを中心に教室が囲み連続した空間が形成され、新しい学びの環境が実現できるものです。

最後に③番、教室囲み型南側校舎配置案でございます。校舎は、体育館、地域子ども館と一体化し、南側にまとめ、校庭は東西方向に開かれた配置となります。既存校舎よりも北側が開け南側の校庭の奥行きが増える配置になります。既存プール部分に、1階に地域子ども館、屋上にプールを設置することが可能な状態になっております。校庭は北向きで校舎の影が落ちますが、整形部分は現況よりも広がっております。学びの環境はラーニングコモンズを中心に教室が囲み連続した空間が形成され、新しい学びの環境が実現できるものとなっております。

改築懇談会におきましては、委員の皆様からは①-2案が高評価でございました。

続きまして、裏面の井之頭小学校をご覧ください。井之頭小学校も、第五小学校同様に4案挙げさせていただきました。

①案につきましては、教室直線型南側校舎配置案になります。校舎は体育館と一体化し南側にまとめる案でございます。校庭は北側になり東西方向に開かれた配置となります。ただし、校庭面積が小さく短辺方向がやや狭く、また、校舎の影が校庭に落ちるといったこととなります。学びの環境はラーニングコモンズを中心に左右に教室が並ぶ直線型で、従来型の教室配置に近い形となっております。

続きまして、②の教室囲み型西側校舎配置案でございます。こちら、校舎は体育館

と一体化し、西側にまとめて配置をしております。既存校舎の配置に最も近い形でございます。校庭は南向きになり日当たりも良く、整形部分は現況よりも広がっております。

学びの環境はラーニングコモンズを中心に教室が囲み、連続した空間が形成され、新しい学びの環境が実現できるものとなっております。

③番、教室囲み型の東側校舎配置案でございます。こちらは、校舎は東側に配置し、南側の体育館棟とは屋根つきの屋外廊下で接続をしております。西方向に開かれた配置となります。校庭が北西向きで整形ですが、既存の校庭成形部分よりも小さくなってまいります。また、校舎と体育館に囲まれ校庭に影を落としてしまいます。学びの環境はラーニングコモンズを中心に教室が囲み、連続した空間が形成され、新しい学びの環境が実現できます。ただし、校舎から体育館、屋上プールへの移動の距離が少し長くなっております。こちらを解消するのに、④案を作っております。

東側校舎配置案ということで、こちらは校舎は体育館と一体化し、東側にまとめて配置しております。校庭は南北につながる長方形の形状で、校庭面積は大きいんですが、短辺方向がやや狭い形となっております。学びの環境はラーニングコモンズを中心に教室が囲み、連続した空間が形成され新しい学びの環境が実現できる形となっております。

井之頭小学校での改築懇談会では②案が好評でございました。

以上、この配置案につきましては、現在、近隣住民2Hの範囲、敷地境界から28メートルの距離の方々にアンケートを取ってございまして、配置についてご意見をいただいているところでございます。ご説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 教育空間についての考え方が、とても良いと思っています。これは、一中、五中から踏襲しているものですので、こういった形でできると、子どもたちの学びの空間としては、とても素晴らしいと思っています。

まず、五小のほうなんですけれども、一つは、現在の五小の課題として、プールが平置きというのか、グラウンドにそのまま乗っかっている感じなんですけれども、実は近隣の家から全くのぞけてしまうような状況で、これは、ずっと前から改善したいなと思っていました。すべてが地域子ども館の屋上にプールを配置する案なんですけれども、これは大体グラウンドのレベルからどのくらい上がっているのかということ、一つ伺

たいです。可能なら、近隣の二階の窓からのぞけないくらいの高さに、日差しの関係もあると思うんだけど、していただくと良いなと思っています。

それから、五小は、大変校地面積の少ない、小さい学校なんですけれども、かなりいろいろと工夫をされて、こういうレイアウトをつくられたんだなというふうに思いました。既存校舎の場合なんですけれども、狭いんですが、取りあえず運動会をするに当たって、支障はないんですね。例えば朝礼台があって、その朝礼台の後ろに来賓とか、シルバーのための席をつくったとしても大丈夫。それから、児童席をトラックの脇に置いて、その後ろに保護者席も、若干ながら取れるんですね。ところが、これから考えていこうというプランなんです、見かけは面積が広い、それから、トラックの縦方向、横方向も長いというように取れなくはないんですが、実は、これ図面をよく見ると、この縦と横の外側に余白があるんですよ、既存は。ところが、これから取り組んでいこうという4つのプランには、余白が少ないんですよ。ですから、言葉は悪いんだけど、ちょっと、まやかしっぽい。今の校庭の使い方で行くと運動会はできるんだけど、今のような運動会が、今度のプランではできないんじゃないかということを感じた次第です。

小学校のグラウンドで、トラックを小さくしていったときに、コーナーの曲率半径が小さくなると、やっぱり小学生でも非常に走りづらいんですね。だから、そういうことも考えて進めていかないといけない。教育空間を確保していくということは、とても良いアイデアなんですけれども、それは既存の、今の校舎よりもどうしても広い空間を確保しないと、それが実現できないというのは、私も重々承知しております。

それから、4階建てを5階建てにするということは日影規制でできない。そういったことをクリアしなくちゃいけないんだけど、なおかつクリアして校庭の広さを確保する、これは不可能に近いことなんですけれども、ただ、そのところは、大事にしていたいただきたいというところです。

それから、井之頭小学校は、校地が非常に変則的で、今、ブーメラン校舎と呼んでいる校舎なんです、実は、ここも校庭の縦と横が、それぞれ61メートルと55メートルになっているんですが、この点線の上部分、つまり西側のところに結構広いスペースがあるんです。これって、体育の授業では、そんなに生かせる場所ではないですよ。でも、休み時間はここを使って子どもたちが走り回れる。このスペースというのは、休み時間にとって、かなり有効なスペースとして現在使っていると思うんですね。こういったも

のが既存はあるけど4つのプランにはない。

で、同じように、校庭を見ていったときに、例えば朝礼台とか、運動会で児童席とか保護者席を設けるときに、この図案でいくと可能かどうか。②案は、可能だと思います。③も可能かな。①④辺りはちょっと厳しいですね。というようなことを感じました。よろしくをお願いします。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 どうもありがとうございます。まず、第五小学校の1点目のプールのところのお話ですけれども、まだ具体的に構造設計に入っているわけではないので、明確ではないんですけれども、一般的には、1階部分は大体階高3メートル程度は設けます。プールには手すりを設けて、さらに今度のプールについては、一中、五中もそうなんですけれども、のぞき見されないようにということと、あとは紫外線防止で、夏場は幕を張れるようにするので、今よりは環境としてはかなり改善されると思います。

それと、校庭の広さの件でございますが、第五小学校、井之頭小学校同様に、これからつくる学校については、やはり既存よりもどうしても校舎が大きくなってしまいます。

校庭の広さとのバランスというのは、しっかり我々も、今、検討しているところでございまして、この絵はあくまで基本計画の段階の絵でございますので、これから、しっかりブラッシュアップをして、基本設計、実施設計と進めていきます。この基本計画の議論の中でも、運動会に必要なテントですとか、児童の席とか、そういうのは当然設置ができるという前提で計画は進めておりますので、運動会ができない学校には、絶対にしませんので、そこはご安心いただきたいなと思います。

これから設計をしていくと、広さ、教室の大きさ等をしっかりと決めて、もう少し厳密なというか、細かい配置案等、それは来年度以降になりますが、図面化をして、また改めてご説明をさせていただきたいと考えております。

あと、ブーメラン校舎については、やはり、この形は構造的にかなり無理があります。やはり、大きな地震がいつ来るか分からないという中で、しっかり構造的にも安全なものを、今、これが危険というわけではないんですけれども、さらに安全なものをつくっていきたいというふうに考えておまして、今、この4案を考えているところでございます。

以上です。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 ありがとうございます。校庭を運動会のできないようにには考えてないということで安心しました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

五小の①番の2なんですけれども、北側に体育館が来るということで、地域子ども館ということも書いてあるので、多分、1階部分が地域子ども館で、2階が体育館かなと思ひているんですが、じゃないんですか。要するに、これが北側の隣地と非常に近いので、高さについては、かなり神経質にならざるを得ないだろうということをおもっています。ただ、4つのプランの中で1-②というのは、メリットが非常に多いので、この辺の高さのことについては、また分かったところで教へてください。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 地域子ども館と体育館なんですけれども、体育館は避難所になる関係で、グラウンドレベル、1階に設置をいたします。地域子ども館は、体育館の横に設置する形になりますので、こちらは、地域子ども館は、1階だけで収まらなければ2階、3階、というような多層になることは、これから設計の中で、必要な面積を出して決めていきます。高さについては、当然、法規制を守った形でやりますので、そこは場合によってはもうちょっと南による可能性もございます。

以上です。

○竹内教育長 ほかによろしいでしょうか。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 ご説明、いろいろありがとうございます。基本的な考え方、一中、五中で発想したラーニングコモンズを設置するというので、非常に納得する点です。ただ、この2ページ目の通路のところの横の可動ロッカーが気になったんです。今後検討していただきたいんですけれども、震災が来たときに、可動のものってすごく動くんです。うちの大学でも、重たいコピー機が1メートルや2メートルも動きましたので、やはり、こういうところがあると、通路がその横ですので、避難が困難になる可能性があるのでは、この辺、また今後、ご検討いただくと良いと思ひます。

それから、もう一つ校舎配置のところ、ぱっと見たときに、直感ですけれども、やはり、ほかの方々が多かったという右上の案ですね、これは私も直感的には良いというふうに感じました。

以上です。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 ありがとうございます。可動家具の件でございますが、こちら

については、床に落として固定するものがございます。移動はできるんですけども、置いたときにはしっかり固定できるものを考えております。もし、通路も含めて一体的に使いたいという場合は、そのロッカーを動かせるようにしますが、ふだんはきちっと固定をして安全なものにします。下の部分を斜めにしたりとかして、倒れないようにすることも必要になってまいりますので、そういったことも、今、併せて検討しております。

以上です。

○竹内教育長 高橋委員、どうぞ。

○高橋教育長職務代理者 質問をさせていただきます。3ページにありますラーニングコモنزの図のところなんですけれども、こちらにICT機器を活用できる環境と書いてあるんですが、そもそも新しい学校では、パソコンは当たり前どこでも使える環境ではないのかなと思ひまして、ここのところは、特別な意味合いがあつてこういうふうにかかれていてるのかなと思つたんですけれども、これはどういうふうに解釈をしたら良いのかというのを、教えていただければと思います。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 ラーニングコモنزの中には、この3つの機能、センター機能を持たせるということで、ICT機器を活用できる環境と書かせていただいております。高橋委員がおっしゃるとおり、これからの学校は、どこでもWi-Fi環境がありますので、ここに行かなくても当然できます。なので、ここで何か特別な環境を整えているというわけではございません。表現を変えるなり、検討させていただければと思います。

以上です。

○竹内教育長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 第五小学校の配置比較表の中にあります既存校舎の左下の部分ですけれども、ちょうど、この五小前公園のところにある校門の前の道というのは、一方通行で、この図でいうと、左側から右側にしか通れない道で、一方、その上の部分ですね、4階というところに書いてある、車両、校門、地域開放と並んでいるところ、ここは右から左にしか行けない一方通行で、正直、消防自動車で行く際、そして、マイクロバス等で行く際も、とても曲がることすら難しいくらいのスペースなんです。

今回は、校舎の配置という部分で、校門の幅とか、その辺も、今後出てくるんでしょうけれども、ぜひ、そういった災害にも備えるということも考えますと、今後の話の中

で、道幅自体は変えようがないと思いますので、少しでも大きな広い間口の校門みたいなものをつくって行って、災害時にスムーズなやり取り、往来ができるような、そんなような形も、今後含めていただけたらなと感じました。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 どうもありがとうございます。外構も含めて、建て替えるときには、全て新しくしてまいりますので、消防車が入れる校門の大きさというのは、しっかりとしつらえていきたいと思います。

以上です。

○竹内教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に報告事項5、第16回むさしの教育フォーラムの開催報告についてです。説明、お願いします。統括指導主事。

○高丸統括指導主事 私からは第16回むさしの教育フォーラムの報告をいたします。

今回は、「学校・家庭・地域で考える、これからのICT教育」をテーマに11月5日の土曜日に武蔵野スイングホールで開催をいたしました。当日は事務局を含めて83名の方にご参加をいただきました。今回は、「一人1台の学習者用コンピューターで子どもの学びはどう変わったか」。また、「子どもの学びはこれからどこに向かっていくか」の2つをテーマに、小中学校の教員と管理職、また、小中学校の保護者、有識者のメンバーでパネルディスカッションを行ってまいりました。

さらに、ここに井之頭小学校と第三中学校の児童・生徒の皆さんにもご協力いただいて意見を発言していただきました。実施状況のほう、ご覧ください。小中学校の実践等の報告を踏まえて、学校からは学習者用PCを使うことで、全員の意見を集約、共有することができるなど、学び方が大きく変わったといった意見や、子どもたちからは、学習者用PCを使う中で、友達同士でトラブルがあっても、お互いに注意しあって解決をすることができるといった声が寄せられて、使っていく中で様々な課題も確かに出てくるが、それをきっかけとして、逆にどうしたら良いか考えるきっかけにしていくことが大事だといった議論が深まっていきました。

また、保護者からは、学習者用コンピューターが入ったことで、子どもたちのキーボード入力へのハードルが下がった。コロナ禍で学校に行けなかった子へのフォローや意見の共有などのつながりも大変ありがたいといった声が寄せられました。一方で、実際

に見ることの価値も大切にしていきたいといった声や、インターネットの情報をコピーして安易に終わるといったことがあるといったことですか、裏面になりますけれども、デジタル・シティズンシップについて、大人がまずはデジタル・シティズンシップについて高めていく必要があるといったことや、生徒からはふだん使っているLINEなどのコミュニケーションにおいて、この発言はどうなんだろうと覚めることがあるといった声があり、保護者からも学習者用コンピューターの活用の中でリテラシーをはじめとしたデジタル・シティズンシップの育成を進めてほしいといった要望が寄せられました。

有識者からは、これまでの社会やライフスタイルが変わってきていることや、紙、デジタル関係なく、情報の正しさを見抜いていくことの大切さや、他者とディスカッションをして物事を決めたり、より良い解決を求めていくといったことが大切になるといったご意見をいただきました。

今回はGoogleフォームを活用して、参加者の皆様にも意見をリアルタイムで伺うという形を取り入れました。ディスカッションを非常に深めることができたのではないかと考えております。

報告では、寄せられた一部の意見のみを記載しておりますが、先日、発行いたしました武蔵野市学習者用コンピューター通信第22号と、武蔵野市立小中学校ポータルサイトにて、フォームで受けた質問への回答を全て行っているところでございます。教育委員の皆様におかれましてもご参加いただきまして、ありがたいと感じました。

報告は以上となります。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋教育長職務代理者 すみません、文字の訂正かなと思いますけれども、第一部の四角で囲ったところの一番下段ですね、有識者のところ「入力できなど」になっています。

○竹内教育長 では、ここは「入力できるなど」と訂正をお願いします。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に報告事項6、武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案（意見募集）についてです。

本件は教育委員会が所管するものではございませんが、小中学校にも関係する内容ですので、本日は、市の子ども子育て支援課長から報告をいただきます。

それでは、子ども子育て支援課長、説明をお願いします。

○吉村子ども子育て支援課長 よろしく願いいたします。先月、11月2日の総合教育会議では、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会報告書について、ご報告いたしました。今回は、その報告書を踏まえ、また様々なご意見を参考に、市として条例素案を作成いたしましたのでご報告いたします。お配りしています冊子の表紙にありますとおり、現在この条例素案について、パブリックコメントを実施しております。

これらの意見を踏まえ、条例案を作成、来年2月の第1回市議会定例会に提出する予定です。

本日、教育委員の皆様からいただくご意見もパブリックコメントとして取り扱い、条例案作成の参考にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案について、ごく簡単になりますが、説明いたします。5ページをお開きください。武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案では前文を置いております。前文では、武蔵野市が子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、市民とともに子どもの最善の利益を尊重する社会を目指して、この条例を定めることを示します。全ての子どもは、どのような理由によっても差別されないこと。その権利と尊厳が守られること。よりよく生きる権利があり、よりよく生きるための幸福感が高められることが重要であることが記載されています。

また、1行置いてかぎ括弧のある部分から、子どもたちの言葉を掲げているところも本条例の特徴かと思えます。

7ページをお願いします。第1章 総則、1 目的です。条文を読みますと、この条例は子どもの権利条約に基づいて、現在及び将来の全ての子どもにとって大切な権利を保障するために、武蔵野市、市民、保護者及び育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが、家庭、育ち学ぶ施設、地域の一員として、お互いの権利を尊重し、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします。

9ページをお開きください。第2章 保障すべき子どもの権利、3、子どもにとって大切な子どもの権利は、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利が保障されること及び、武蔵野市の子どもにとって特に大切な権利として保障する子どもの権利を8つ規定しています。

11ページをお願いいたします。4、子どもの権利の普及啓発では、子どもの権利につ

いて市民の理解を深めていくために普及啓発を行うこと、11月20日を武蔵野市子どもの権利の日として定めることを規定しています。

また、12ページの5、子どもの権利を学ぶ機会の保障では、子ども自身が子どもの権利を知り、自分とほかの人の権利の大切さを学ぶ機会の保障について規定しています。

13ページをお願いいたします。第3章 子どもの権利を守るための役割です。ここでは、市、市民、保護者、育ち学ぶ施設の役割を規定しています。

16ページをお願いいたします。第4章 子どもを支える人々への支援です。10、保護者および家庭への支援の2つ目の丸ですが、市および育ち学ぶ施設は、子どもが家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされる、または子どもとして必要なものが与えられないなど、子どもの権利を侵害された状況におかれることのないよう、子どもおよび家庭へ必要な啓発および支援を行います、と規定しています。こちらは、いわゆるヤングケアラーや、子どもの貧困など、様々な子どもの困難な状況を想定し、このように規定しています。

18ページをご覧ください。第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進の、13、自分らしく居られる場所です。ここで言う、自分らしく居られる場所とは、家庭であったり、育ち学ぶ施設であったり、そのほか地域の活動の場なども、多様な居場所として規定しています。市では、このような子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します。

3つ目の丸ですが、「市は、子どもが休息を必要とする場合には、学校、その他の活動を休み、多様な居場所で過ごすことについて、保護者および市民の理解が得られるよう、必要な啓発に努めます」と規定しています。

22ページをお願いいたします。17、子どもの意見表明です。条例素案の一つ目の丸で、「子どもは、自由に自分の意見を表明することができます」と規定しました。2つ目の丸には、「市、市民および育ち学ぶ施設は、子どもに影響を及ぼすことを決めるときは、年齢および発達に応じて尊重し、その最善の利益を優先して考慮します」と規定しています。子どもの意見表明には、子どもを含めた周囲の人の役割も大切です。学校を休みたい、ゲームをしたい、自分はこう思う、私はそう思わないなど、子どもはまず、自分の意見を自由に表明することができます。これについて、子どもを含めた周囲の人は、その意見を聞き、尊重し、考慮することが大切です。4つ目の丸にありますとおり、子どもは、自分の意見と同じように、ほかの人の意見も大切に尊重しますと規定してい

ます。子どもは自由に意見を言えますが、ほかの人の意見も自分の意見と同じように大切にし、尊重してほしいと思っております。

23ページをお願いいたします。18、子どもの参加、です。条例素案の丸の3つ目ですが、市は子どもが市政に対して意見を表明し、自ら政策の実現に関わっていくための多様なしくみづくりを推進します。また、4つ目の丸にあります。市および育ち学ぶ施設は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。

下から2つ目の丸でも、育ち学ぶ施設は、施設の運営に子どもの意見を取り入れたり、子どもが参加できたりするような仕組みづくりを推進しますと規定しています。

25ページから第6章 子どもの安全、安心の確保ですが、28ページの23、いじめの禁止から30ページの26、武蔵野市いじめ問題調査委員会まで、いじめの禁止、防止、いじめが発生した場合の対応などについて規定しています。

31ページをお願いいたします。第7章 子どもの権利擁護のしくみです。子どもの権利が侵害された場合に、子どもの権利を救済するための第三者的な機関として、子どもの権利擁護委員を設置いたします。子どもの権利擁護委員の定数や任期、具体的な職務などを規定しています。

短いですが、説明は以上になります。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 前の概要版、前回、頂いた概要版に比べて、非常に条文的なものがとても増えて、ある意味充実しているんですけども、単純化があまりされていないような感じがしています。この1個1個の丸について条文になるのだとすると、非常に条文の条数を多くするので、その辺は、今後、精査していただけると良いと思います。

今回、前文のところ、下の半分が、子どもたちの意見としてまとめられているわけですけども、こういう形式は、あまり条文としては見かけません。前文に子どもたちの意見がまとめられていて、「ムサカツ」のところですけども、どういう意味があるのかという位置づけをもう少し説明されると良いと感じます。何でこのような内容が入っているのか。子どもたちの意見が反映されているということが言いたいのでしょうか。それがうまく伝わるような工夫されると良いと思います。

それから、9ページの子どもの権利が8つあります。前は7つでしたが8つに展開したわけですけども、条約の第31条を見ると、表現の仕方が違って、全部は読みま

せんけれども、「ならびに文化的な生活および芸術に自由に参加する権利を認める」という文が入っているんです、もともとの条文では。その部分は外して、あえて休息、それから遊びのところだけ取り出しているんですけれども、その辺の、なぜ減ってしまったのかということを感じたんです。そこを後でまた説明をいただけたらと思います。

次は3章と4章なんですけれども、3章に出てくる順番は、市の次は市民で、次は保護者で、その次は育ち学ぶ施設なんですけれども、4章はその順番ではなくて、保護者からスタートしている。通常だと、3章と4章は同じような位置づけで対応しているので、市の部分だけ違うんですけれども、4章ではあえて保護者が一番最初で、次は育ち学ぶ施設、最後に市民活動という形になった。この違いが3章と合っていないということを感じました。そこは、もし合わせられるんだったら合わせたほうが分かりやすくなるかなと思います。

18ページの13番、3つ目の丸で、子どもが休息を必要とする場合とあります。休息に関しては、かなり議論が多々あったというお話を伺っているわけなんですけれども、「学校その他の活動などを休み」と、あえて学校からスタートしている。別に休むのは学校がメインではなくて、いろんな場面で休むという権利が保障されていくということなので、あえて、学校からスタートしているというこの文は、学校が強過ぎるかなということ、強く感じました。「活動を休み」というぐらいで良いのではないか、あえて「学校」を入れなければいけないのかと思います。

14番の3つ丸があって、2番目が乳幼児期、これは一般的な話なんですけれども、その次の3つ目の丸が学校なんです。じゃあ、学校以外に、学校に通ってないお子様もいらっしゃるし、それから、中学の後では高校に行っていない方も権利の対象になっているわけですから、その部分について、何か抜けているのではないかと感じました。学校に属さない子どもも、条例で保護していくことが必要なのかと思います。ここでは、乳幼児期はあるんだけど、その次は教育委員会になっていて、一挙に飛んでいるので、その辺は検討していただけると良いと思います。

気になったのはその辺で、今後ご検討いただけると良いと思いました。

○竹内教育長 子ども子育て支援課長。

○吉村子ども子育て支援課長 たくさん、ご意見ありがとうございます。

まず、9ページのところで8つのところで、条約の31条、休み、遊ぶ権利のところには、もちろん文化的というところはあるということはあるんですが、今の武蔵野市の

子どもが、すごく忙しいであるとか、今、子どもにワークショップなどをやって、いつ集まろうかという話をしたときでも、土曜日も日曜日も空いてなくて、なかなか集まらないというお話もあるところで、検討委員会の中でも、この休む権利、遊ぶ権利というところが大事という、逆に言えば、文化的なというところは、武蔵野市は、今満たされているところもあるのか分からないですけれども。そこが抜けているところを、ご意見として承りました。

3章、4章について、順番がどうかというところなんです、子どもの権利条約というのが、保護者の第一義的責任の認識があるという認識の下、市が何をやるかというところが書いてあると思っています。市としては、家庭や市民や育ち学ぶ施設と連携して、協力して、こういうことをやっていきますということです。子どもを支える人々への支援というところでは、子どもを支えるところで一番大事なのはやっぱり家庭で、その家庭を支援するというところが、市としては一番重きを置いているところで、家庭が最初に来ているという認識でおります。検討委員会でも、この順番であったというところはあるんですけれども、そのような認識でございました。ご意見ありがとうございました。

○渡邊委員 全て回答していただかなくても良いと思います、意見ですから。こういうことを考えていただけると良いなということです。すみません、答えさせておいて。

○吉村子ども子育て支援課長 分かりました。ありがとうございました。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋教育長職務代理者 9ページの子どもにとって大切な子どもの権利というところで8つ並んでいますけれども、これは何か順番に理由があるのかどうかというのを、お伺いしたいなと思いました。なぜならば、8番の「差別されずに生きる権利」というのが一番最後になっているのが、私は、ちょっと気になったんですね。

やはり、差別されないというのは、基本的人権にも関わることなので、もっと上にあっても良いのかなと思うのと、43ページ、子どもたちの意見、アンケートでも、「差別されないこと」というのが選択されていて、数が多いなというふうに感じましたので、ここは、何か理由がないならば、もうちょっと、順番としては上であっても良いのかなと思ったことが一点。

それから、文字の話なんですけれども、65ページのところの主な意見、下のほうの学校などの育ち学ぶ施設のところの点の2つ目ですかね。「保護者と子どもの悩みを聞け

る人数してほしい」になってしまっているのです、多分、これは書き損じかなと思ったので、修正いただければと思います。

以上です。

○竹内教育長 子ども子育て支援課長。

○吉村子ども子育て支援課長 ご意見、ありがとうございます。前回配った、子どもの権利条約カードブックのところでも、子どもが差別されずに生きる権利は第2条に入っています。原則としては、まず、命を守られ成長できること。子どもにとって最も良いこと。意見を表明し参加できること。そして、差別のないこと。順番がこうだから、一番下が優先順位が低いというわけではなくて、この差別されずに生きるということは、安心して生きるところにも、尊重されて意見を表明するということところにも、全てにかかってくるというところで、一番下にきたのかなと思っております。

誤植のところも、ご指摘ありがとうございました。

○竹内教育長 いかがでしょうか。清水委員、どうぞ。

○清水委員 22ページの17、子どもの意見表明ですね。それから、次の18の子どもの参加というところですけども、これも、とても大切だと思います。

55ページから、子どもたちの意見がずっと書いてあるんですよ。これを一つ一つ読んでいったときに、非常によく考えて、子どもらしいけれども、良い意見が出ているなというのを、幾つも見ております。やっぱり、こういう機会を与えられると、子どもってここまで考えて意見が言えるんだということで、やはり、ここの17、18に書かれているようなことっていうのは、武蔵野市としてうんと大事にして、これが、さっき申し上げた主権者教育とも関わってくる。一人一人、市民の一人であり主権を持っている、自分の考えを表明することができる、他の人の意見も聞いて、それが市のこれからのより良い市民生活につながっていけるようにしていく。そういったこととして、ここのところは大事にしてほしいと改めて思いました。意見です。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。井口委員、どうぞ。

○井口委員 私は、この権利条例ができたときには、また、できるに当たっては、多くのいろんな世代の市民の方々に内容まで分かって、そして始められるような、そういうものになってほしいと思っております。

○竹内教育長 私からも一点、要望と言いますか、期待です。清水委員とかぶるところもあるんですが、23ページの子どもの参加についてです。主権者教育とか、それから広い

意味での公民の育成ということにもつながると思うんですけども、学校の様々な教育活動の中で、子どもたちが参加をする、あるいは決定に関与する、そういう経験を積んでいくということが、とても大事だと思っています。趣旨・説明にも入っていますけれども、子どもの育ち学ぶ施設、学校がこの条文を読んで、日常の教育活動の中で、そういう場面をなるべく取り入れていこう、そういう必要があるんだという理解にきちんとつながるような表現になるように、ぜひお願いしたいと思います。要望です。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

◎その他

○竹内教育長 次に、その他です。

その他として何かございますか。

○牛込教育企画課長 ございません。

◎閉会の辞

○竹内教育長 それでは、これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は、令和5年1月5日木曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後12時17分 閉会